

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（令和7年度(2025年度)実施分)の認可について

資料1

1 こども誰でも通園制度 概要 (R7.5時点 国資料より)

- 方向性
  - ・就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）を創設
  - ・「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的
  - ・人口減少社会における保育所等の多機能化の大きな柱の一つに位置付けられる。

●国の大まかなスケジュール

令和7年度	令和8年度
法制度化 ※市町村の実施は任意(越谷市実施予定)	法制度化 ※全国一律の新たな給付制度

●給付制度の概要

項目	概要
給付制度	従来の給付とは別に、新たに「乳児等支援給付」を創設
実施自治体	全ての自治体で実施
利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども ※障害児も対象
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み ※利用者から申請行為が必要
利用時間	月10時間
利用料	事業所が保護者から直接徴収（1時間：300円） ※その他に市から事業者へ給付
利用方法（契約）	利用者と事業所との直接契約 ※予約システムを活用することを基本とする。
予約方法	※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	①一般型（在園児と合同）、②一般型（専用室独立実施型）、③余裕活用型…保育所等の利用定員の範囲内で空き人数分を活用 ※①と②においては、原則、本事業の専任職員を配置する必要がある。
許認可	市町村が事業所を指定（認可・確認）する仕組み
指導監督	市町村による指導監査、勧告等を設ける。
行政計画	子ども・子育て支援事業計画（こども計画）において、必要定員総数や量の見込みを定める。

2 本市の実施について

- 実施時期 令和7年7月1日
- 利用料金 1時間：300円（こども1人あたり月10時間まで利用可）
- 実施施設（認可予定）

●設置者概要

No.	①	②	③	④
設置者	社会福祉法人 弥十郎愛育会	学校法人 信愛ふじはら学園	株式会社 みらいコンチェルト	有限会社 三鈴
所在地	越谷市弥十郎 275-1	越谷市南荻島 4336-5	越谷市東越谷 2-15-13	越谷市北越谷 4-3-20
他施設の運営実績	認定こども園(1)	認定こども園(1)	小規模保育事業(4)	小規模保育事業(6)

●事業概要

事業所名	しらとりこども園	認定こども園 ぶどうぞの幼稚園	みらいほいくえん 越谷園	モンクール 保育園Ⅱ	
実施場所	上記所在地と同じ				
	認定こども園	認定こども園	小規模保育事業所の2階スペース	小規模保育事業所の2階スペース	
定員	0歳児	2人	0人	2人	3人
	1歳児	2人	2人	3人	3人
	2歳児	2人	4人	1人	4人
開所曜日	火・木	月・火・木・金	火・水・木・金	火・水・木	
開所時間	9:15～15:15	9:00～15:30	9:30～14:30	9:00～14:00	

(4) 令和8年度事業（予定）

実施時期 令和8年4月1日  
 実施施設 実施希望を踏まえ検討  
 （新たな給付事業として実施）

3 今後の主なスケジュール

- R7.5 事業認可
- 6 令和8年度事業説明会
- 7～ 令和7年度事業開始

